

修繕費用の負担区分

8. お風呂



①	浴槽(市が設置したもの)	指定管理者	⑤ 水栓	水栓	入居者	
	腐食、漏水			破損、バッキン取替		
②	汚れ、カビ、排水詰まり	入居者		窓ガラス	入居者	
	浴槽(入居者が設置したもの)			破損、汚れ		
③	腐食、漏水、汚れ、カビ、排水詰まり	入居者	⑦ 換気扇	換気扇	入居者	
	風呂釜(ガスホース含む)(市が設置したもの)			作動不良、汚れ、カビ		
④	作動不良	指定管理者		⑧ 鏡	入居者	
	風呂釜(ガスホース含む)(入居者が設置したもの)			破損、汚れ		
⑤	作動不良	入居者		⑨ シャワー	入居者	
	ガス栓			作動不良、破損、汚れ		
⑥	腐食、ガス漏れ、作動不良	指定管理者		⑩ 浴槽の栓	入居者	
	排水金具			汚れ、カビ、紛失		
⑦	腐食、破損	指定管理者			入居者	
	排水詰まり、紛失					

- 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
- 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
- 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 入居後(※入居替を含む)1ヶ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。